

船舶事故調査報告書

平成29年2月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年8月21日 13時15分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市灘浜大橋西方沖 妻鹿東防波堤灯台から真方位252°420m付近 (概位 北緯34°45.3′ 東経134°41.0′)
事故の概要	水上オートバイ 晃 ^{あきら} は、遊走中、消波ブロックに乗り揚げた。 晃は、操縦者が落下して死亡し、船底外板に破口等を生じた。
事故調査の経過	平成28年8月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報	<p>船種船名、総トン数 水上オートバイ 晃、0.1トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 260-42605兵庫、個人所有</p> <p>L×B×D、船質 2.51m (Lr) × 1.05m × 0.43m、FRP</p> <p>機関、出力、進水等 ガソリン機関、106.65kW、平成14年4月</p>
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 24歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（操縦者）
損傷	船底外板に破口を伴う破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、操縦者が操縦席に腰を掛け、後部座席に同乗者1人を乗せ、姫路市の八家川河口右岸にあるマリーナを出発した。</p> <p>本船は、姫路市姫路港東第1区にある東西方向の水路（幅約120m、以下「本件水路」という。）に、同水路の東口にある灘浜大橋を通過して入り、本件水路の北側寄りを西進した。</p> <p>同乗者は、本船の速力が急に上がった際、船尾方に落水し、海面から顔を上げたところ、平成28年8月21日13時15分ごろ本船が落水した場所より前方の本件水路北側の消波ブロック（以下「本件ブロック」という。）に北東方向に船首を向けて乗り揚げ、本船の西側の本件ブロックの間に入っている、落下した操縦者を認め、泳いで行き、抱きかかえた。</p>

	<p>本件水路を遊走中の他の水上オートバイは、本件ブロックに乗り揚げた本船を認めて近づき、けがをした人がいたので、13時18分ごろ携帯電話で119番通報した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、消防局救急隊により水際にいたところを救助され、操縦者が救急車で病院に搬送されて治療を受けたが、19時58分ごろ死亡した。</p> <p>操縦者の死因は、脳挫滅、脳挫傷等と検案された。</p> <p>本船は、船底外板に破口を伴う破損を生じた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>同乗者は、友人達とバーベキューをしようと知り合いだった操縦者と共にマリナーに集まり、友人達がバーベキューの買い出しに行ったとき、操縦者から水上オートバイに乗ろうと誘われた。</p> <p>本船は、以前から友人同士でバーベキューをする目的で集まった際、水上オートバイの操縦免許証を受有している者が適宜乗ってよいこととなっていた。</p> <p>同乗者は、水上オートバイの操縦免許証を受有しておらず、操縦者が同免許証を受有していないことを知らなかった。</p> <p>救急隊は、本事故発生場所に到着した際、本船が、灘浜大橋とその西方にある常盤橋との中間くらいのところで、船首を北北東方向に向け、船尾が水際から陸側に約0.3mまで入った状態で本件ブロックに乗り揚げられているのを認めた。</p> <p>操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>本船は、本件水路を西進中、加速するとともに、右転し、本件ブロックに乗り揚げたものと考えられるが、操縦者が本事故で死亡したことから、乗揚に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者は、本船が本件ブロックに乗り揚げた際に落下し、頭部等を受傷して死亡したものと考えられる</p> <p>操縦者は、特殊小型船舶操縦士の操縦免許証を受有していなかったことから、水上オートバイを操縦してはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、本件水路を西進中、加速するとともに、右転し、本件ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>

付図1 事故発生経過概略図

